

令和4年度 第1回 磐田市歴史文書館運営審議会（報告）

- 1 日 時 令和4年5月25日（水） 13：30～15：00
- 2 場 所 磐田市竜洋支所 2階 会議室
- 3 出席者 市歴史文書館運営審議会委員 6名
小杉会長 高橋副会長 玉田委員 高尾委員 和崎委員 市川委員
（和崎委員はリモートにて参加）
- 4 事務局 教育委員会教育部職員 7名
村松教育長 藺田教育部長 竹内課長 木村館長 石津主査 佐藤会計年度任用職員 笹竹会計年度任用職員
- 5 次 第 開 会
辞令書交付（市川委員へ交付）
教育長あいさつ
会長及び副会長互選（会長：小杉委員 副会長：高橋委員 に決定）
会長及び副会長あいさつ
報告事項
審議事項
閉 会

6 審議会の主な内容

報告事項

- (1) 非現用公文書等の受入選別結果について
- (2) 歴史文書館収蔵件数について
事務局より報告

質問・意見なし

- (3) 第25回企画展について
事務局より報告

意見

- (小杉会長) 非常に良い企画展であった。全学校の校務日誌を集めることは、中々できないこと。校務日誌が残っていたことはうれしいことである。
- (和崎委員) 講演が来場者に喜んでもらえてよかった。今後、学府制度を円滑に進めていくためにも、学校資料や記憶を残して市民の理解を得ながら、進めることが重要。資料の残りが良いので今後も活用する機会があれば良いと思う。

質問

(玉田委員) 以前、学校の文書は学校で保管していると聞いたが、今回は学校から日誌や沿革史を借用したのか。

(事務局) 歴史文書館で保管されているものもあるが、ない場合は、学校から借用。

(高尾委員) 重要事項(沿革史)は今後も残され、生かされるということで良いか。

(事務局) データ保存し、必要に応じて歴史文書館で公開する。

(小杉会長) 校務日誌は原則5年で廃棄か、学校の裁量により保存又は廃棄できるのか。

(教育長) 原則、校務日誌は5年で廃棄。重要事項は沿革史に記録され、永年保存。

(高橋副会長) 学校の文書は統廃合や建て替えの時、後世に残したい貴重な資料が散逸や処分されてしまうことが危惧されるがどうか。

(事務局) 静岡県文書処理規定に基づき文書进行处理しており、歴史文書館が保存対象とするような貴重な資料は学校側に残っていく。

(4) レファレンス利用結果について

事務局より報告

意見

(小杉会長) レファレンスというのは、市民が関心を持っているということ。歴史文書館へ来れば様々なことを教えてくれる、それが市民にとってうれしいことだと思うので充実していくことを望む。

質問なし

(5) 地域史資料の受入整理結果について

事務局より報告

意見

(玉田委員) 地元の自治会役員が倉庫内に溜まった書類を処分したいということで、歴史文書館へ相談するよう伝えた。歴史文書館でも自治会へ書類の処分について相談を受け付けていることをPRするように。

質問

(市川委員) 自治会では、どの位のレベルであれば相談して良いのかわからないと思うので、相談できるレベルを教えてください。

(事務局) ほんの僅かなものでも連絡をいただければ訪問する。

(6) 各種事業について
事務局より報告

質問

(玉田委員) カ(1)について、目録検索システムには、いつごろからのものが登録されているのか。また、登録されている範囲・分野は。

(事務局) 分野・範囲については、公文書、行政資料、地域史資料。公文書は、市役所の各所属から移管されたものは全て登録されている。

データの時期は、公文書は昭和30年以降、それ以前の旧役場文書については、現在、作業中のため準備が整い次第登録。行政資料は、明治時代以降、地域の地図などがある。地域史資料は、慶長時代のもの、磐田市指定文化財である伊奈忠次の判物、文政時代の天龍川洪水絵図など。

(玉田委員) 各課では保管している書類の目録は整備されているのか。

(市川委員) 年度ごと・事業ごとの目録を持っている。

情報提供

(和崎委員) 全国の自治体へ電子化に対するコロナ関係予算がかなり下りたこともあり、すごく進んでいる。

アーカイブズ学会ができて5年位になる、アーカイブズの進展が公開という方へかなり舵を切っている。

国会図書館は、この2年位、戦前の委員会レベルのものも含め、データベース化している。恐らく、今年の12月位に一気に公開できるくらいの段取りまでできている。

意見

(和崎委員) 磐田市は、静岡県内で唯一の公文書館を持っている。静岡県内の良い見本、先進地として進めてもらいたい。

審議事項

(1) 磐田市歴史文書館管理運営要綱の一部改正(案)について
事務局より説明

質問

(小杉会長) 実際に受け入れたところ、60%以上が必要ないとの判断のようだが、

残りの40%はどうなるのか。

(事務局) 選別基準に照らし合わせ、保存の方向である。

(小杉会長) 今まで保存すべきだったものが廃棄されるということはないか。

(事務局) ない。

意見

(高橋副会長) 歴史文書館の一定の基準に合わせ、従来 永年保存とされていたものも精査する必要がある。要領の改正は当然のことだと思う。

※ 審議結果 承認

(2) 令和4年度事業計画(案)について

事務局より説明

質問

(高尾委員) イについて、30年保存文書が移管されることになったわけだが、ここに入れなくて良いのか。

(事務局) 30年保存文書は、各課の判断により移管されるもので、歴史文書館が移管指定するものではない。

(高尾委員) 各課の判断により移管されたものは選別しないのか。

(事務局) 実施する。

(市川委員) 30年保存文書の総量の予測が書かれていないので、高尾委員は気になったのだと思うが、どのくらいあるのか。

(事務局) 市町村合併以前のもは把握できていない。合併以降、平成17年度から令和3年度までで永年保存とされていた文書は、18,489件。先日、このうちの101件が移管され、その6割が選別基準に照らし合わせると、保存の必要はないだろうというものであった。

※ 審議結果 承認

(3) 第26回企画展(案)について

事務局より報告

意見

(和崎委員) 面白いと思う。「御殿」という地名は、市民に知られている。歴史に興味がない人にも興味を持ってもらいやすい。

質問なし

※ 審議結果 承認

以上、運営審議会終了。